

●香川県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年8月25日から同年9月15日まで一般の縦覧に供する。

平成21年8月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字北寿ノ町869番 2地先から 高松市川島東町字川島878番2地 先まで	前	8.0~18.0	123	仮設橋の廃止並 びに新橋及び自 転車歩行者道新 設
		11.0~29.0	137	
	後	14.0~18.0	123	

- 4 供用開始の期日 平成21年8月25日